第5検討部会 会議録

| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|---------------------------------------|--|
| 会議の名称 | 第8回第5検討部会 |
| 開催日時 | 平成 19 年 11 月 27 日 (火) 18 時 00 分から 20 時 15 分 |
| 開催場所 | 川口市職員会館 講座室 B |
| 出 席 者 | (部会長)石井副委員長 (副部会長)伊田(昭)委員、豊田委員 (委員)庵地委員、木岡委員、北原委員、椎橋委員、堀委員、 |
| 会議内容 | 1.情報の共有と個人情報管理 2.条例案の策定方法私案 |
| 会議資料 | ・第8回部会資料 |
| 発 言 内容 | ・川口市総務部次長兼行政管理課長大久保光人氏より、「川口市における情報公開と個人情報管理」について話を伺った。 意見交換 ・行政管理課情報公開担当の職員は5名である。他にパートが2名。市役 |
| | 所 1 F の市政情報コーナーに再任用職員が 1 名いる。 ・これまで現職の職員からの個人情報の漏えいはない。退職した教員が自宅のパソコンに中に、クラスの生徒の情報が入っており、それが流出したことがある。過失として処理をした。罰則は悪意を前提としている。職員が悪意で情報を持ち出した場合、懲戒免職の対象となる。年に 1 回、課長級に対して、個人情報保護に関する研修をしている。 |
| | ・「審議、検討、協議に関する情報」であるが、市民としては結果でなく、 議論の過程の情報を知りたい。 ・結果を出す過程で情報を出さないことによって世論の反発を受ける事が 多い。 ・決まっていない情報を公開することに対して、議会サイドから不満が出 る場合がある。また、情報が一人歩きしてしまう場合がある。 ・審議会にも委員が公募で入ってきており、審議会の議事録も公開するよ うに、行政管理課で昨年度から検討しており、12 月から開始する予定で ある。 |
| | ・開示、非開示の判断は、原課で判断をする。また、審査会に相談する場合もある。結果は行政管理課に来るが、その場合、これはというものは開示するよう要請をする。また、非開示とした場合には、審査会対応を覚悟するように伝える。市長が判断するような場合はない。 ・審査会では1件ずつ慎重に議論する。状況把握から行うため、時間がかかる。 ・営利企業と市民の割合はきちんとした統計がなく、わからない。 ・職務上、地域の方の情報が必要であるが、個人情報の壁がある。 ・個人の情報は欲しいが、自分の情報は出したがらない。 |

- 個人の情報を守ることは大切であるが、市の保有するすべての情報を知る権利がある。
 ・行政の政策的な部分は知る権利がある。結論だけでなく、過程も大切である。
 ・審議会は意見を聞くだけの会という印象がある。
 ・条例にすべての情報を知る権利を入れた方が良いか。

 言葉の定義がわからない。
 逐条でわかり易くしないと誤解されやすい。
 市政はみんなで作るもの。議論するうえで情報を共有するため、情報が偏っていてはダメである。

 次回議論テーマ
 ・市長の役割と責務、審議会について議論する。
- 第9回 12月14日(金)10~12時
 川口市職員会館
 講座室B

 次回以降日程 (予定)
 第10回 12月19日(水)18~20時
 川口市職員会館
 講座室A

 第11回 1月15日(火)10~12時
 川口市職員会館
 講座室B

 第12回 1月23日(水)10~12時
 川口市職員会館
 講座室B